

難民問題における統合概念の検討

The Concept of Integration on Refugee Issues in Japan

荻野 剛史

Takahito OGINO

1. 研究の目的・問題の所在

本研究では、近年日本人と外国人との関係性を表すために用いられている統合という概念の定義について、特に日本における難民受け入れの点から明らかにすることを目的とする。

「難民の世紀」と呼ばれた20世紀が過ぎた近年においても、世界各国における難民問題は収束する気配が見えない。シリアやその周辺各国から多数の市民が周辺諸国に難民としての保護を求めて脱出し、いくつかの国が、彼らを難民として保護している。

この難民問題の恒久的解決策として、一般に次の3点が指摘される。

- ① 自主帰還：難民が安全に、そして尊厳をもって自らの出身国に戻り、国からの保護を再び享受すること
- ② 庇護国社会への統合：難民が、受入国社会に法的・経済的・社会的に統合して、受入国政府からの保護を享受すること
- ③ 第三国定住：難民が、難民へ定住の資格を与えることに同意した第三国へ、避難国から選ばれて送られること

(United Nations High Commissioner for Refugees=2012: 28)

以上の解決策が指摘されているものの、その達成は容易ではない。近年は①自主帰還を実現する難民もいるものの、その実現には難民の出身国の安定が必要であることから、一般には非常に長い年月を要する。また②③においても、受入社会における住民との軋轢などの発生が容易に想定できる。

滞日難民（日本で生活している難民）も同様の状況にある。他国と比べると圧倒的に少ないものの、②及び③として、約1万人の滞日難民が地域社会の一住民として就学・就労し、また別の形で地

域社会の人々と交わりながら生活している。しかし、これまで度々指摘されてきたとおり、滞日難民は文化の差や社会経済的におかれた立場などによって、他者との軋轢など様々な生活のしづらさを日々経験している。

文化が異なる者同士のかかわりのあり方について、日本ではこれまで多文化共生という用語で表現されてきた。多文化共生は、唯一の確立された定義はいまだ存在していないと思われるが、例えば総務省の「多文化共生の推進に関する研究会」は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省 2006: 5）と定義している。

この多文化共生（あるいは共生）という概念は、1980年代には用いられており（例えば尹 1987: 31）、以降、耳当たりの良さから政府や自治体などの公的機関、そして外国籍住民へのサポートや日本人住民—外国人住民間の交流促進を目的とする市民団体において、理想的な日本人と外国人のかかわり方を表す用語として用いられている。

しかしいくつかの批判が生じている。例えば樋口は「共生という言葉は自らが持つ響きのよさを保つために、モデルに適合しない現実から目をそらす、あるいはそれを排除する傾向があった」や、「『多文化共生』としばしば言われるように、共生は『文化』あるいは『エスニシティ』（のみ）を説明ないし記述の単位とする誤った理解をしばしば帰結する」（樋口 2005: 295-6）としている。また山本も、「『共生』概念の問題点の一つは、『共に生きたい』とすべての人々が等しく願っているという前提の上に成り立っている点である」（山本 2007: 2）と指摘している。

以上樋口による指摘、山本による指摘を述べたが、多文化共生という用語は、総花的であり、文化が異なる者のかかわりによって生じる否定的な側面については言及していないなどの理由で批判が生じている。近年ではこの多文化共生にかわり、統合という概念を以て文化が異なる者同士のかかわり方について述べようとする論考が増加傾向になる。しかし多文化共生同様、その意味内容が定義された上で用いられているとは言い難い。

以上の背景のもと、本研究では、近年滞日難民と地域社会との人々とのかかわりのありようを表す統合概念について、日本の難民受入に照らしつつその定義を検討することを目的とする。

2. 研究方法

本研究では前述の研究目的のため、主に滞日難民問題に関する論考を概観し、統合（社会統合や社会的統合を含む）概念の用いられ方を検討する。但し滞日難民問題に関する論考は限定的であるため、移民・外国籍住民一般に関する論考も検討対象とする。その上で、統合概念の用いられ方に関する課題を指摘し、さらに、滞日難民がおかれた状況を踏まえ、滞日難民にとっての「統合」の定義を試みる。

3. 結果

ここでは、主に滞日難民問題に関する論考から、支援実践における統合概念と、研究上で用いられる統合概念、それぞれにおける統合概念の用いられ方を検討する。

1) 支援実践における統合概念

まず、支援実践における統合概念を検討しよう。日本で数少ない難民支援に関する専門ジャーナルにおいて、特集として「移民全体の社会統合に対して日本ではどのどのような社会施策があるべきかを議論し、その中で難民の社会統合を考えていきたいと思います」という趣旨の鼎談の内容が記載されている。この鼎談では、外国人労働者が定住先国にもたらす経済的利益、祖国への送金、外国人住民に対する、地域の活力としての期待、そして日本における移民や難民の受入に対する消極的議論が行われたのち、「日本の社会統合の現状と課題」として、移民や難民に対する日本語教育の現状や課題、学校教育の現状や課題、日本の下層部に統合される懸念、外国人コミュニティの組織化の困難さなどが述べられている。そして「日本における難民の社会統合の展望」として、専門の独立行政機関の設立の必要性、移民・難民受け入れの理念形成、自治体の役割と可能性などについて議論されている（井口ほか 2013: 5-25）。「日本の社会統合の現状と課題」の点から、日本語教育、学校教育、社会的地位、外国人（同胞）コミュニティの存在が社会統合に対して影響を与える要因であると指摘していると推測できる。しかし一部欧州の現状には言及されているものの、日本における社会統合とはどのようなものか、その定義に関する議論はなされていない。

また石川は、「定住と社会統合のいずれも、就労・住居・教育・保健医療へのアクセスに加え、難民の外部のコミュニティとのつながり、言語能力、社会参加を含む、包括的な概念と捉えることとする」（石川 2014: 126）とし、「定住」と「社会統合」が類似概念であり、就労・住居・教育・保健医療等の資源や、滞日難民の外部のコミュニティとのつながる機会の獲得可能性との関係があると指摘している。一方「『社会統合』は、目指すべきあり方を指す際に使用し、すでに行われている各種政策や現状を指す場合には『定住』と記す」（石川 2014: 126）とし、ここでは、社会統合はある種の理念型である旨、指摘している。

2) 研究領域における統合概念

次に研究領域で用いられている統合概念を概観する。

まず滝澤は、日本に在住しているインドシナ難民について「全体として、いまだ日本社会に溶け込まず、疎外感を持つなど」（略）「インドシナ難民の日本社会への統合度は高くない」と指摘し、さらに「難民が新たな国で受け入れ国市民と共生するに至る社会統合は何年にもわたるプロセスである」（滝澤 2017: 296）と述べている。これらの点から社会に溶け込むこと、また疎外感を持つことがないことが統合と捉えられていると推測できる。「溶け込むこと」が表す状態は明確ではないものの、そ

の一方で「…共生するに至る社会統合は…」との記述から、ここでの「共生」は「社会統合」の一要素であるとの指摘であると捉えられる。

また三浦は日本が受け入れた第三国定住難民の社会統合に関する論考において、2011年以降来日した第三国定住難民（タイ・メラ難民キャンプから来日したミャンマー難民）に対して質的調査を試みているが、その中で「聞き取りの質問項目は、難民の社会統合に焦点を当て、難民となった背景、研修、仕事、教育、支援の観点を中心に定められた」（三浦 2013: 50）と述べている。社会統合そのものの定義は確認できないものの、研修、仕事、教育、支援の4点が、難民の社会統合に必要な要素と指摘しているものと思われる。

以上滞日難民問題に関する論考から、統合の捉えられ方を指摘したが、次に移民・外国籍住民に関する論考における統合について検討する。まず山本は、社会的統合を明確に定義してはいないものの、その反対概念である「排除」の捉え方について言及している。山本は「排除」の状態を捉える際には、社会制度的疎外の枠内で見のではなく、住居、教育や雇用機会、地域社会、社会文化的独自性の保持などからの疎外を含めてとらえる必要性を指摘している（山本 2007: 14）。ここに挙げられている、住居や教育などの要素が満たされている状態を統合と捉えていると考えられる。

また前述の樋口は、「異なるエスニック集団が、社会文化的領域で集団の境界と独自性を維持しつつ、政治経済的領域での平等を可能にすること」（樋口 2005: 298）と定義し、社会文化的領域で一定程度の境と独自性を保持しながらも、政治経済的領域において、他の構成員との平等が実現できている状態、例えば、就職や就労の際は差別的な扱いを受けることがなく業務に従事することができ、かつ自宅やそれぞれのコミュニティにおいては、他との境があり、各エスニック集団が保持してきた文化などの独自性を保つことが出来ている状態を統合と捉えていると思われる。

そして西野らは、社会的統合を規範概念と分析概念に分けて検討し、社会統合を「各領域集団に良好に参加できていること」（西野ら 2002: 5）と定義している。規範概念と分析概念に分けて分析している点が他の論考との違いである。

4. 考察

1) 日本における統合概念

以上、日本における統合概念について諸点検討した。西野らが指摘する規範概念と分析概念の点から総括すると、規範概念としては、独自性の保持や他の集団との平等性、そして様々な集団に良好に参加できていることなどの要素が指摘されていた。一方分析概念としては、社会文化的独自性の保持、日本語教育、学校教育、職業、住居、社会的諸サービスへのアクセス可能性、一定程度の社会的地位の確保、コミュニティがあること、社会参加、疎外感を持たないことなどが含まれていることが明らかになった。

2) 日本における統合概念の課題

以上を踏まえ、次に海外（海外に関する論考）における統合概念との比較と、滞日難民が抱える生活上の課題の点との比較をつうじて、これらの統合概念の課題を述べる。

(1) 海外（海外に関する論考）における統合概念との比較

まず海外に関する統合概念を概観しよう。梶田は『『統合』とは、フランス内部に共存している異質な諸集団が、その文化的特殊性を否定されることなく相互に交流関係をもち、『平等』『人権等』の理念を前提にしつつ相互に融合し合い、フランス社会に積極的に参加することを意味する。つまり、各メンバー間のダイナミックな交流の中で、密接な相互依存と積極的な社会参加が何よりも求められるのである。』（梶田 1992: 218-9）と、フランスの事情を踏まえ、統合についてそれぞれの文化が否定されないこと、文化を異にする者が交流・融合していること、社会参加できている状態を統合と捉えているものと推測できる。

一方、近年しばしば引用される Ager (エイジャー) と Strang (ストラング) は、統合の構成要素として10つの領域を挙げている。この10領域は、4つの分野に分類されている (図)。

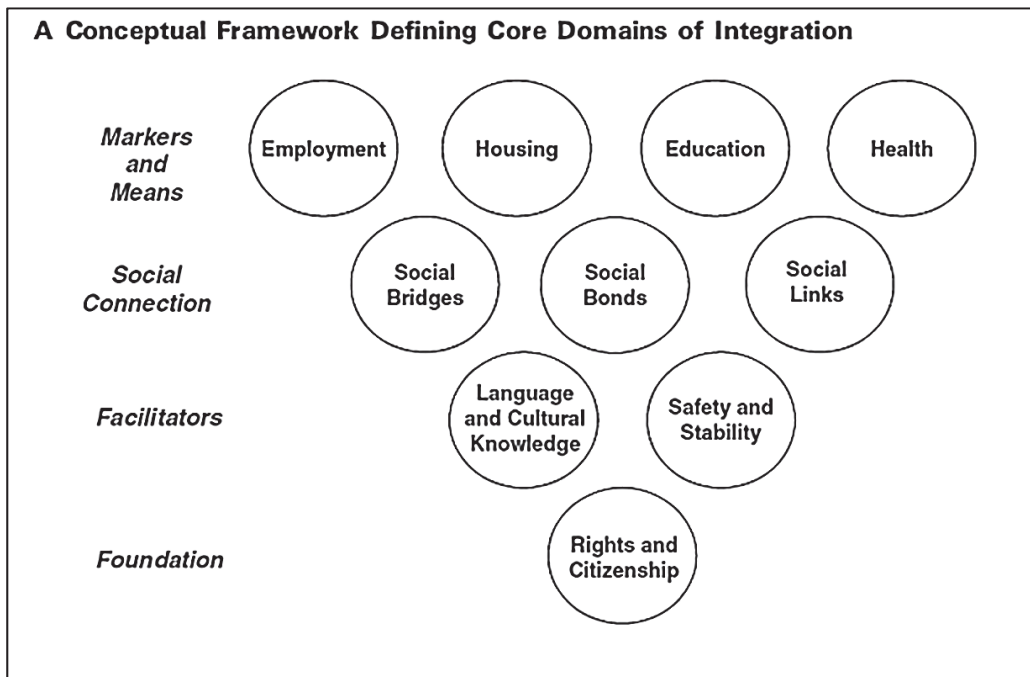


図 統合におけるコアドメイン群の概念的枠組み

出所 (Ager and Strang 2008: 170)

まず Markers and Means (手段) 分野は、Employment (雇用)、Housing (住居)、Education (教育)、Health (医療保険) の各領域に分類されている。Social Connection (社会的結束) 分野は、

Social Bridges (社会的連帯)、Social Bonds (社会的結束)、Social Links (社会的連携) の各領域が含まれる。Facilitators (統合の促進要因) 分野は、Language and Cultural Knowledge (言語と文化の相互理解) 及び Safety and Stability (安全・安心感) 領域から構成されている。最後に Foundation (統合基盤) 分野は、Rights and Citizenship (権利と義務) 領域のみで構成されている (Ager and Strang 2008: 169-84¹⁾)。

以上、二つの海外 (海外に関する論考) における統合概念を述べたが、これらと前項で述べた日本における統合概念を、西野らが指摘する規範概念と分析概念の点から比較すると、次の相違点が指摘できる。

- ① 規範概念においては、梶田の指摘は「ダイナミックな交流の中で」とあるとおり、ある動きが認められる反面、本研究で検討した日本における統合概念は、ある静的な状態について言及している。
- ② 分析概念においては、Ager and Strang の指摘が日本の諸論考における指摘よりも、より包括的であり、体系的である。

難民が新たな国に到着して定住生活を送ることは、静的な状態ではない。荻野は、インタビュー調査をつうじて滞日ベトナム難民の定住化のプロセスを明らかにしているが (荻野 2013)、滞日難民の定住は動的なプロセスである。よって、一定期間を経て達した状態だけを統合とするのではなく、ある状態に達するまでの過程をも、統合ととらえる必要がある。

(2) 滞日難民が抱える生活上の課題の点からの検討

次に滞日難民が抱えやすい問題の点から、統合概念の課題を検討しよう。

表1 現在困っている項目 (原口)

内容	(%)
「教育・学習・言葉の問題」	41.4
「就職・職業の問題」	36.7
「住宅の問題」	32.8
「経済的な問題」	32.0
「法律上の問題」	19.5

表2 現在困っている事柄 (内閣官房)

内容	(%)
「日本語の能力の問題」	43.6
「住居の問題」	36.1
「職場の問題」	23.2
「給与等の経済的な問題」	22.6
「教育・学習の問題」	17.0

出所：表1：(原口 2001)、表2：(内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 1997) より筆者作成

これまでに行われた諸調査では、表1、表2のような項目が、滞日難民 (滞日インドシナ難民) が抱える生活上の課題として挙げられている。これらは、調査対象となった滞日難民が生活上で必要であるにも関わらず、不足している項目と考えられ、滞日難民が日本で安定的に生活するために欠くこ

とのできない要素と考えられる。

本節の冒頭において、日本における統合概念には、社会文化的独自性の保持、日本語教育、学校教育、職業、住居、社会的諸サービスへのアクセス可能性、一定程度の社会的地位の確保、コミュニティがあること、社会参加、疎外感を持たないことなどが含まれていることを指摘したが、これまでの定義には、経済的な充足という視点が含まれていない（少なくとも、直接的に経済的な充足は言及されていない）と指摘することが可能である。

5. 結論

以上、これまでの議論を踏まえ、本研究では「統合」を、「滞日難民が、平時活動する社会において周囲の人々と同等の権利義務を有し、かつ日本での生活にあたって必須な有形無形の要素を取得した上で、周囲の人々と交流しながら生活できる状態、及びこのような生活の過程」と定義した。

「平時活動する社会において周囲の人々と同等の権利義務を有し」としたのは、他の論考においても権利義務を有することの必要性はしばしば指摘されているからであるが、ここで「同じ」ではなく「同等の」としたのは、「他者と全く一緒」を目指すことが、結局は同化につながる可能性があると考えられるためであり、「同等の」とすることで文化的な差異を残しつつも、実態的には他者と同じような権利と義務の確保を目指すためである。また「周囲の人々と交流しながら生活できる状態」について、一般的には他者とのつながりは重要である、と考えられているものの、強制的につながる必要はないため、必要に応じて他者とのかわりが可能である状態を示している。また最後の部分「このような生活の過程」は、前述のとおり統合はある静的な状態だけを表すのではなく、連続している生活を表している。

6. 結語

本研究では、主に滞日難民問題における統合概念について、国内外のいくつかの論考の検討をつうじ、日本の難民受入状況に即した定義を検討した。その結果「滞日難民が、平時活動する社会において周囲の人々と同等の権利義務を有し、かつ日本語力など日本での生活にあたって必須な有形無形の要素を取得した上で、周囲の人々と交流しながら生活できる状態、及びこのような生活の過程」が導き出された。

最後に本研究の課題を述べる。指摘するまでもなく、本研究で検討した論考は限定的である。滞日難民の統合に関する論考は決して多いとは言えないが、今後も検討を続ける必要がある。

謝辞

本研究は、本研究は JSPS 科研費16K04190の助成を受けたものです。お礼申し上げます。

注

1) 図の説明における用語の日本語訳は、(滝澤 2017) を参考にした。

文献

- Ager, Alastair and Strang, Alison (2008) Understanding Integration: A Conceptual Framework *Journal of Refugee Studies*, 21 (2), 166-91.
- 原口律子 (2001) 「インドシナ定住難民の社会適応—サポート・システムの分析を基軸として」『共生社会学』1, 1-47.
- 樋口直人 (2005) 「共生から統合へ—権利保障と移民コミュニティの相互強化に向けて」梶田孝道・丹野清人・樋口直人著『顔の見えない定住化：日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会, 285-305.
- 井口 泰・長谷部美佳・石井宏明・ほか (2013) 「鼎談 日本での難民の社会統合を考える」『難民研究ジャーナル』3, 5-25.
- 石川えり (2014) 「日本における難民の現状と社会統合の課題」墓田 桂・杉木明子・池田丈佑・ほか編著『難民・強制移動研究のフロンティア』現代人文社, 125-43.
- 梶田孝道 (1992) 「同化・統合・編入」梶田孝道・伊豫谷登士翁編『外国人労働者論：現状から理論へ』弘文堂, 205-54.
- 三浦純子 (2013) 「日本における難民の受け入れと社会統合：タイ難民キャンプからのカレン族を事例に」『立命館平和研究：立命館大学国際平和ミュージアム紀要』14, 49-55.
- 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 (1997) 『インドシナ難民の定住の現状と定住促進に関する今後の課題』.
- 西野史子・倉田良樹 (2002) 「日本におけるベトナム人定住者の社会的統合」『一橋大学経済研究所ディスカッションペーパー』74, 1-34 (https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/14485/1/pie_dp74.pdf, 2017. 11. 25).
- 萩野剛史 (2013) 『「ベトナム難民」の「定住化」プロセス』明石書店.
- 総務省 (2006) 「多文化共生の推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生の推進に向けて—」.
- 滝澤三郎 (2017) 「インドシナ難民の定住・社会統合状況」滝澤三郎編著『難民を知るための基礎知識—政治と人権の葛藤を越えて』明石書店, 295-302.
- United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) (2011) UNHCR Resettlement Handbook, Revised edition. (=2012, UNHCR 駐日事務所法務部翻訳監修『UNHCR 第三国定住ハンドブック』改訂版, 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所.) (http://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/ref_unhcr_Resettlement_Handbook_2012_JPN.pdf, 2017.10.15).
- 山本薫子 (2007) 「外国人の社会的統合・排除とはなにか：日系人、超過滞在者の事例から」『研究論叢. 人文科学・社会科学』1-15.
- 尹 健次 (1987) 『異質との共存：戦後日本の教育・思想・民族論』岩波書店.

【Abstract】

The Concept of Integration on Refugee Issues in Japan

Takahito OGINO

The object of this research is to clarify the definition of the concept of integration, which is used to express the relationship between Japanese and foreigners in recent years, especially in terms of refugee issues in Japan.

For this reason, I examined the definition and contents of the concept of integration used in discussions on some Japanese refugee issues. On that basis, I raised a challenge about how this concept is used, through comparison with the definition of this concept overseas, and comparison with the situations in which refugees staying in Japan are placed.

Based on the above discussion, in this research, “integration” is defined as “after refugees staying in Japan have obtained the similar rights and duties as the surrounding people in the society in which they are active in daily life, and have acquired tangible and intangible elements which are essential in the life in Japan, a state in which they can live while interacting with the surrounding people, and the process of such a life.”